1ミリSvを基準に住民保護を

人権団体「ヒューマンライツ・ナウ」

国際人権NGOのヒューマンライツ・ナウは8月18日、「福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康・環境・生活破壊に対して、国と東京電力がとるべき措置に関する意見書」を発表、政府に提出した。意見書は国と東京電力に対し、以下のことを求めている。

①国際基準およびチェルノブイリ原発事故後の汚染区域の設定に基づき、自然放射線を除く年間被ばく量が1ミリシーベルトを超えるすべての地域について、住民の健康を保護し、住環境を取り戻すためのすべての必要な措置をとること

②チェルノブイリ原発事故後、旧ソ連、ロシア共和国、ウクライナ共和国などにおいて、事故による年間被ばく量が5ミリシーベルトを超える汚染地域と指定され、年間被ばく量が1ミリシーベルトを超える地域の住民が国の援助と補償に基づく避難を受ける権利を認められ、食糧、医療、生活手段の援助がなされたことを参考に、

・自然放射線を除く年間被ばく量が1ミリシーベルトを超える地域の住民に発生した損害に対し補償措置を行い、避難により生活基盤を奪われた人々に対し、包括的な生活再建を保障すること

・自然放射線を除く年間被ばく量が1ミリシーベルトを超える地域について、放射線汚染の恒常的モニタリングと住民への開示、一刻も早い除染による以前の状態への回復、放射線防護、食糧供給、内部被ばくを含む長期的な健康影響調査・医療保障などの措置を講じ、人々を放射線被害から守ること

・汚染の実態に即した避難地域の再検討を行うこと。

コメント

ヒューマンライツ・ナウ事務局長、伊藤和子・東京弁護士会会員

国際人権NGOヒューマンライツ・ナウは、東日本大震災後、震災によって影響を受けた人々の人権状況のモニタリング・政策提言を行ってきたが、最も深刻な人権問題のひとつが、未だ被害拡大中の福島第一原子力発電所周辺住民の方々の状況である。

福島第一原発事故後、広島型原爆の168倍に相当する大量の放射性物質が放出し、汚染のもとに置かれた周辺住民の健康と生活、生存は深刻な危機に晒されている。そして、政府は住民の生存と健康の保護のために必要とされる対策を怠ったまま、人々を放置している。そこで、人権団体として、政府の一日も早い対応を求め、今回の緊急提言を行った。

政府の方針は、年間20ミリシーベルトを上回るおそれのある地域・地点には、避難指示等の措置を講じる一方、それ以外の地域については何らの補償も避難の権利も認めないというものである。政府の避難指示のない地域に住む妊産婦、乳幼児・子どものいる家庭の中には自主的に避難をする人々もいるものの、こうした区域外の避難者に対する公的な支援はないに等しい。地元に経済基盤があり、転出する経済的余裕のない住民は、政府が避難に対する十分な補償を行わない限り、いかなる健康被害にさらされても、汚染させた土地にとどまるしかない。

8月5日に発表された、原子力賠償紛争審査会の中間答申は、区域外避難者も補償の対象となりうるとの見解を示したが、明確な基準は示されていない。

そして、年間20ミリシーベルト以下の地域について、政府は十分な放射線防護の対策や除染を行わず、基本的に自治体任せにしている。こうしたなか、避難地域と認められなかった広範な地域に住む周辺住民、特に放射能被害を受ける危険性が高い妊産婦、乳幼児、子ども、そして若い世代の健康は深刻な危険にさらされている。

今回の提言は、国際基準、そして先例であるチェルノブイリ事故後の対応等をもとに、政府に対し、住民保護の対策を行う基準を年間20ミリシーベルトではなく年間1ミリシーベルト（自然放射線を除く）に引き下げるべき、と提案している。政府は、自然放射線を除き、年間1ミリシーベルトの被ばく量を越えるすべての地域について、避難の権利の保障、除染、放射線防護、健康影響モニタリング、食糧の安全の確保等、住民保護のためのすべての措置を講じるべきである。

提言に当たって、ヒューマンライツ・ナウは、何より正確な情報を提供する必要があると考え、時間をかけてスタッフを投入し、膨大な外国文献からチェルノブイリ事故時の対応・法制を調査した。その結果、現在の日本の原発事故後の住民保護の対応がチェルノブイリ時の旧ソ連の住民保護をはるかに下回るものであることが判明した。チェルノブイリ事故後、旧ソ連は原発から30キロ圏内の人々を強制避難させたが、圏外の人々に必要な放射線防護を行わず、多数の住民に深刻な健康被害をもたらした。1991年に方針を転換し、事故に伴う放射線量が年間5ミリシーベルト以上の地域を住民が避難すべき地域とし、移住の支援、補償や生活支援を行い、事故に伴う放射線量が年間1ミリシーベルト以上の地域については、住民に「避難の権利」を認めた。「避難の権利」が認められた地域の住民は、自らの判断で移住する事ができ、移住を決断した者に政府は移住支援、補償、生活支援を行い、土地にとどまることを決断した者には汚染されていない食糧の供給、医療支援等の住民保護の対策を講じ、後継国（ロシア、ウクライナ、ベラルーシ）もこれを踏襲した。当初、崩壊直前の旧ソ連が日本より格段に手厚い住民保護をしているとはにわかに信じられなかったが、IAEAその他の膨大な文献はこうした年間1ミリシーベルト以上の地域における住民保護という施策を裏付けるものであった。このような施策は恵まれた国の贅沢かつ進歩的な施策として行われたものではなく、放置すれば人々の健康が深刻に奪われるという差し迫った状況のもと、必要に迫られて実施された施策なのである。

衝撃的なことではあるが、今の日本は国際基準を大きく下回るだけでなく、旧ソ連と比較にならないほど人間の命を粗末に扱っている状況にある。チェルノブイリ事故後、1991年の方針転換までの間の極めて不十分な住民保護政策のもと、周囲に住んでいた多くの人々、特に未来に担う子どもたちの命と健康が犠牲になり、取り返しのつかない健康被害を生んだ。そうした歴史の教訓に目をつぶり、同じ過ちを繰り返してはならない。

今回の調査の結果については、子どもたちや人々を放射線被害から守る活動や被害賠償を求める活動などを献身的に展開されている多くの方々に広く活用いただければ幸いである。

原発事故から約6か月が経過し、「暫定基準」などではなく恒久対策が求められている今、国際基準から著しくかい離した緩和された基準に基づき、住民の健康を危険にさらすことはこれ以上許されない状況にきている。人々の命と健康が奪われていくのをこれ以上放置することは許されないと思う。政府の緊急な政策の転換を求めたい。

意見書本文は、以下からご参照ください。

http://hrn.or.jp/activity/topic/post-111/

国会

第17…
した法律…
（5面に…
■内閣提…
【内閣…
原発賠…
区法
【内閣…
改正P…
活用した…
▽改正内…
障害者基…
災対処の…
成法▽同…
改革推進…
議の場法…
び自立性…
革推進法
【総務…
原発事故…
理特例法…
災地地方…
正地方自…
付税法▽…
財政特別…
法▽改正…
NTT法…
盤充実臨…
方公務員…
正地方税…
額特例法…
タル放送…
厳しい経…
に対応する…
税法▽原…
方税法▽…
被災地地…
【法務…

法務

（5月9…
秋田地…
検事）井…
地検検事）
検弘前支…
事）小泉…
務部長兼…
幌支所教…